

佐々木訂正用

日教組第九次
日高教第六次
合同教育研究全国集会
第六分科会報告書

13

資料

技術の概念規定について

東京都教職員組合連合

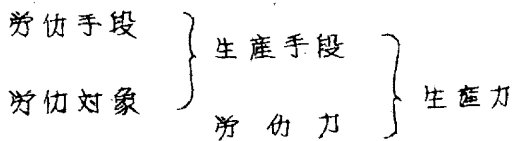
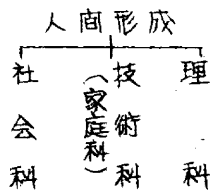
佐々木 享

目黒区立第六中学校

<資料> — 1

技術の概念規定について

- 1) オ9次教研東京集会の際、「技術家庭科」の性格をどのようにとらえるかがオ6分科会（生産技術教育）オ七分科会（家庭科教育）の合同討議の中で討議された。結論の一つは、この教科は男女同一の内容を学ぶべきである。ということであったが「何を学ばせるのか」は共通の理解が得られなかった。講師（岡邦雄氏）は、技術家庭科の性格と技術の概念規定を（時間もないことだったので）次のように図式的に説明された。



- 技術科（家庭科）は、人間形成をめざす教育の中で、中心となっている理科と社会科の中間に位する教科である。
- 技術は社会的な生産手段の体系である。
- 技能は勞働力の一部をさすものである。
- 従って技術と技能とは別な概念であって、技能を低次のものとみるべきではない。
- 技術科で扱う中味は、科学的な技能とも名づけるべきものである。（以上岡氏）。

しかし、出席者の中には武谷三男・星野芳郎氏らの「技術は、生産的実践における客観的法則性の真識的な適用である」という概念規定を主張する人もあった。数十年采の論争になっている尚

題だから無理もないとは思うが、他方ヒこうした概念規定とは無関係な形で(主として家庭科の人から)「生活技術」という言葉を技術の中味に入れようとする主張もかなりあったので、混乱は逃れなかった。

討議の要点は、「技術科」の内容は決して手先のものであるとしたり、何も考えずに教える通りにやればよいというもの(この争を大抵の人は技能という言葉で示していた)ではなく、いつも自分で物ごとを考え得る子供を創り上げることを目標にして、教材を科学的に取り上げることだ(この争を多くの人は技術という言葉で現わした)という点であった。

このような考えが共通のものであるならば、文部省あたりは技術とか近代技術とか云っても、中味はせいぜい手先の技能だけ考えているのだから、現在必要なことは概念規定の論争ではなく、実際の教授過程の中で、どんな教材を、どのような観点から、どのように教えるのか、そして子供の実践とそれを通して得られる認識をどのように高めるのか、を具体的に示すことである。討議の経過から考えるとこの点を強調しなければならない。

ロ) しかし一方に、多くの教師が「技術家庭科」の課題は技術と呼ばれるような中味のものだと考えている争も無視できないので、不必要な混乱を避けるためには、技術という言葉の中味を理論的に整理しておくことも必要である。

オハ次教研全国集会のオ七分科会(家庭科)で^試案としてまとめられた家庭科教育の本質規定は次のようなものであった。「家庭科教育は 1、家庭生活のいみを知り 2、人間関係、生活技術及び家庭経営の基礎について、科学的、技術的認識をたかめ、3、地域、さらに国民の家庭生活の発見と解決へと導くものである。」

この規定は短時間でまとめられたもので、^草起草したものもこれに拍手を送った人も完全なものと考えているのではなく、むしろ前通のため一つの出発点だとされている(「日本の教育オハ集

→ P.177)。だから文章全体についても、また一つ一つの言葉についても曖昧さがあることは覆えない。私は言葉尻を向題とするものではないが、先きにも触れたように家庭科教師がよく使う「生活技術」という言葉があり「科学的技術的認識をたかめ」という言葉があるのは、またしても混乱を不当に拡大する恐れもあるので検討を要する問題だと思ふ。

いわゆる技術論争に参加するつもりはないが、技術という言葉は本来社会的な生産たとえば農業生産、機械生産、化学生産においてのみ向題とされるべきものだと考えている。

従って科学の発展に伴って急速に進歩し科学的なものとなっている生産手段とその操作方法を含めた生産技術を、技術科の課題と考えている。本報告中に散見する技術という言葉は勿論その意味に使っている。尚この場合に向題となるのは、技術を「生産手段の体系」とする考え方と「客観的法則性の意識的適用」とするものがあることなのだが、後者の規定にはいわば常識的に解りやすいという面があるので、生産的実践の場がしばしば不当に拡大されていることが多いのではないかと思ふ。たとえば「生活技術」という言葉の中味が「男性と女性が平等の立場で社会生活の中で家族関係の民主化をめざすもろもろの方法」を意味しているのだとすれば、同じ「技術」という言葉であつても「技術」本来の概念とは違った形で使っていることになる。

従って「技術的認識」という言葉についても同じ争が起る。

また（東京集会の発言の中にあつたのだが）「御飯を焚くにも単に焚く技能を教えるものでなく、その方法にも科学的な知識と方法を取り入れて御飯を焚く技術を教えるのだ」といった使い方もされている。勿論この場合、より正確には「御飯を焚く科学的な方法」とか「御飯を焚く場合にも実践する場合に科学的知識を含めてその方法を学びしらせる」とか表現すべきであると思ふ。同じ意味で、よく使われている「教育技術」というような言葉はより正確には「教授法」とか「教授の理論と方法」と表現すべき

なのである。

ハ) 技術科の課題は、いわば科学的技能を学びとらせることだ、とする岡氏の主張に私は若干の疑問を持っている。技能それ自身に、器用さや頭格のゆきを要求されることを否定するものではないが、科学技術教育の課題は労働者に科学的技能のみを求めているのではなく、科学的に一般と高度になって来ている労働手段についても、また材料(労働対象)の諸特徴と用法についても、基本的な理解をもったつまり全面的に発達した人間の創造を要求していると考えらるからである。実践を強調する必要は認めるが、それを技術に劣する認識に高める必要がある筈だから、科学的技能と限定してしまつてはいけなひと思う。(岡氏が「科学的技能」の指差のすくれた例として挙げた大阪置中才4中^校の場合、科学的技能の具体的な内容はむしろ「科学的な実験操作法というべきものであると思う。)

< 資料 > — 2

職業訓練法と学校教育

① 1959年2月、神戸において文部省文催の全国高等学校定時制教育通信教育研究協議会が開かれ、協議事項の一つとして「定時制通信教育と技能者養成施設における教育との連けいについて」がとりあげられた。その席上、文部省中等教育課西村課長補佐が、この連けいのため学校教育法及び学校教育法施行令の一部改正案の説明を行い「何れにしても学校教育の場の拡大という意味から大きく改革であり、それを有机的に連けいすることが日本の社会にとって最も妥当であるという線が出てゐる。現状では文部省として、また国家としての制度にふみ切つたものであり、なんとしてもこの制度を盛めてゆかなければならぬと述べている。また従来この法改正を専科大学の問題と一語に出したので通らなかつたが、今度は切りはなして提出するから次期国会で通るだろうという見とおしをもっているとも述べたといわれる。

技能者養成施設における教育と学校教育の連けいという問題は、1957年5月22日の中央青少年問題協議会の答申「勤労青年教育対策要綱」を直接の起点としているのであるが、それ以前にも56年9月7日の労働科学研究所桐原所長の「工業技術教育改革案」や同年11月に相次いで出された日経連の「新時代の要請に対応する技術教育に関する意見」、文部省の「高等学校定時制通信教育の整備充実計画案」、中央産業教育審議会工業小委員会の答申書等にすでに現われてきている。さらに57年5月に開かれた日本教育学会の第6回大会において、細谷俊夫、長谷川淳、黒田孝郎、小堀勉の提案で「科学技術教育をいかにすすめるか」が討議され「科学技術教育推進のための協力を利益本位の企業体に期待しても無理な面もあるが、定時制高校と企業との調整はかなり可能であり、できるところからのきり込みが大切である。また勤労青年の教育的野放しを打斷することが必要である」としている。これに対し当時の都高教新聞は「元来、幼く青少年に対する教育は、何も定時制と通信教育に限ったものではなく、青年学級や技能者養成施設や、青少年クラブなどの教育が乏かしくなるのは勿論よいことです。しかし定時制は本来通常の高校と同等な、法律上の『高等学校』です。それ以外のものは『高等学校』ではないのです。これを混同して定時制をそれ以外の教育にきりかえてしまつては大変です。教育制度が根本的にくっかえてしまいます。いわゆる社会教育をさかんにする、学校教育の一種である定時制教育の振興は別の問題です」「青年学級と協力し、技能者養成施設を学校教育とみなすこと、これらはすべて一面ではもっともなのですがやはり大へんな危険をとまないます」とのべて反対の態度を示した。その後この問題は組合としては全然論議されず忘れられた形になっていたが、59年11月22日付毎日新聞に「文部省は勤労青少年振興の一環として来年度から卒業所内の訓練所で行った実習などを定時制高校の単位として認めようとしている。このため学校教育法の一部改正案を国会に提

出、来年度としあたり380ヶ所の訓練所を指定する予定」と報
ぜられてはじめて、あわてて対策を考えるとといった有様で、その
方針も57年度の際の態度と変りない。

この教員組合の考え方は正しいだろうか。たしかに現在のように
に労働者階級の技術教育や職業訓練に対する関心の薄い状態の中
で、無条件でこれらを受け入れることは危険であるが、教員組合
自身の技術教育、職業教育にたいする認識の低さ 消極性はこの
まゝにしておけないものがある。教員組合こそが全労働者の先頭
に立って積極的に技術教育の向題にとり組み、啓発して行くべき
任務があると考える。

- ② 最近になってようやく職業訓練法が労働組合の関心をとらえは
じめて来たが、これは労働省が「技能検定実施要綱案」(59年
7月10の公布、10月1日実施)を出してからのことである。
この法律は、57年5月の技能者養成審議会の「技能行政の運営
に関する答申」を出発点として、職業安定法にもとづく職業補導制
度と労働基準法にもとづく技能者養成令がそれぞれ分立して実施
されているのを、非能率で現代の急速な技術の進歩に対応できな
いとして、職業訓練に関する単独法を制定せよという資本の要求
によって提出されたものであるが、58年2月、第28通常国会
に上提された際には、社会党、共産党をふくめ総評をはじめとす
る労働組合は一般に関心を示さなかったのである。

技能検定制度に対し、全労会評は「技能検定が産廃賃金基準に
される危険が大きい。職業の安定、地位の向上どころか、賃金の
格付けと首切の材料にされる、生産性向上運動に利用される。」
として反対している。総評は59年の運動方針書や月刊「総評」
でみるかぎりでは何らの意見も出してない。たゞ59年6月に
開かれた「合理化反対、安保改悪阻止総評中央討論兼会」の席上
土屋総連がこの法律の重要性を組織の中で検討して欲しいと訴え
ているのみみられるだけである。社会党もこれについての意見は
持ち合わせていないと思われる。

労働省が、この技能検定制度は全国的、全産業的に通用する取種別技能の資格付けであり、全国的な取種別横断的市場形成の素因となる意味をもっており、この計画が進展すれば労働組合組織の取種別再編成をもたらすかも知れないという展望をもっているというのに、総評や社会党が無関心であってよいであろうか。

共産党は58年8月21日付アカハタの主張「総評大会にあたって」の中で「新しい設備にともなう新しい技術の訓練が必要になって来ている。それは争突相当広範囲に及ぶものである。

しかし資本家はこれを理由にすべての労働者に技術再訓練を行い労働者をこの面からH、R政策にだまそうとしている。

最近では取業訓練法という法律の力をかりて試験制度を一般化し、五百万人の労働者にこの国家試験をおこなうようそぶいている。これは労働者を競走させ分裂させる労務管理であり、組織破壊にほかならない。日本の労働者はこの点がおくれている。世界労連が正しく指摘しているように、われわれは積極的に再訓練の要求と訓練の労働者管理などを打ち出す必要がある。これらの積極的な斗争はH、Rにたいする一つの中心的なたぐいとなるであろう。積極的な方針を出している。これは58年9月フラーハで開かれたオーストリア国際金属機械労働者会議で採択された「決議」「基本的要求」「統一行動の目標」の教訓をとり入れたものである。

わが国の労働組合の技術教育に対する関心は最近の技術革新の進行にともなう合理化反対斗争のなかからようやく芽生えつつあるといった段階である。総評の59年度運動方針第一次草案の中では「現在の合理化の性格、技術革新及びオートメ、新しい労務管理について、総評、単産、地評のオルタの学習が不足している。合理化攻勢のために不安定な取場の人々の感情をさっ知し、闘いへと組織するため、合理化にたいする総合的な対策と同時に、個々の生産技術についてもある程度の学習につとめる」と誓われていたが、大会に提案された正式の運動方針書では「現在の合理化の性格、技術革新、あたらしい労務管理などについて、総評、単

庭、地評のオルクの学習して深める」とだけ簡単に幹部の技術学習についての指觸があり、教宣活動の章中に「教育文化活動をつよめるために、月刊総評を平易な学習誌とするとともに学習テキストの発行、労竹講座^校サークルを活発にする。全国オルクと協力して、労竹大学を工業地帯数ヶ所に設置し、長期の展望にたつ地道な教育活動を行う」と学習の必要性がうたわれているが、これらの学習も労竹組合意識、階級意識を育てることに重点がおかれ、技術学習の面は考えられていないのではないかと思われる。労竹組合の技術教育に対する伝統的な無関心か、新しい技術を習得し資格をとりたいという労竹者の要求を、生産性向上運動によって、合理化を認めることになるという取りあけなかつたことか、今度の職業訓練法と技能検定制度の実施を手ばなしで評す結果となって現われているといってもよいのではないか。

この点、イタリア、フランス、デンマーク等の労竹組合はいずれも、労竹者の教育、労竹者階級の子弟の教育という立場から国民教育全般に対する関心をもち、同じ角度から技術教育の問題、特に青年労竹者、見習工の技術訓練について強い関心と要求をもっているのである。

わが国でも、勤評反対斗争以来、教師と労竹者の結びつきが弱められ、この斗争を通じて労竹者、労竹組合のなかに教育内容や教育政策についての関心、認識が深まりはじめた。しかしながら教育課程全般の改悪、進学と就職のコース別の編成や技術、家庭科の内容について、これらが労竹組合全体の関心事とはなっているとはいえず、また教員組合の技術教育、技能訓練についての認識はまことに貧弱で、職業訓練法の内容や意義はおろか、この法律の存在する知らないという現状である。一般教育と技術教育、学校教育と就職後の教育は、それぞれ相互に連関するものであり教育全体の問題として考えられなければならないにも拘らず、実際にはこの両者はそれぞれ切離されてしまっている。

とまにのべたように、職業訓練法口オ28通常国会で、社共両

党、総評がノータツチのまま可決されたが、土建総連が中心となつてこの法案を廃案にしようと努力し、若干の条文の修正とひきかえに成立する結果となった。

修正の要点は(一) 労組の行う取業訓練の条項を法文の中に明記する(二) 取業訓練審議会委員は、労、識、労、使の三者構成とし、うち労、使は同数とする。(三) 取業訓練と学校教育を密接に関連させ、とくに取業訓練を受けている青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減する、などである。

東京土建では現に取業訓練法にもとづく取業訓練学校を開設しており、東京のある地域で、中小企業の合同労組が労組の手で、たゞ組合員ばかりでなく、小さな町工場の労働者で受講を希望するものにも扉を席いて技術講習会を開催している例もある。

また鉄鋼関係の一部では、労働者の技術教育への要求をいれ、その種の講習会を開いた例がある。日本鋼管鶴鉄労組の56年度真金講習会のアンケートに技術教育への声が多く出て、57年度の講習会では、①鉄口どのようにしてつくられるか、②オートメーションと労働者の工場、③日本鉄鋼産業の現状 ④世界の鉄鋼事情、等の内容がとりあげられ、講師は①を鶴鉄内部の技師がうけもったほかは、市川弘勝、星野芳郎等の組合の側にたつ人々で、しかも経営者はすこぶる積極的に後援したといわれている。

鉄鋼労連や合化労連では組合の運動方針書の中に技能訓練、技能教育に対する要求が57年度あたりから出てきている。

こうした労働者の中で、「技術を学ぶ」ことに対する自主的な取りくみをおしすゝめ、労組が積極的に技術訓練、再訓練に対する要求(訓練内容を含めて)をうちだして行動を組織することが独占資本の労務管理政策や、合理化政策にたいする闘いとなるであろう。たしかに取業訓練法と技能検定制度が「労働者の直接的な要求によってつくられたものでなく、独占資本がその支配をいっそう強め、より多くの利潤の追求と、労働強化を基礎とした搾取体制の強化をねい、その目的実現のための合理化政策の一

環として出されたものであり」「資本はより多くの利潤追求にこそ関心があるのであって、すべての労働者の技術水準に関心をもちている理由はない。したがって、技術訓練、再教育もすべての労働者には与えられず、特定の労働者層の関心と競争心をあおりたて、こうして労働組合運動の弱体化をねらう手段としている」ことが争点としても、検定反対、ホイコソト戦術、実力行使による検定阻止という戦術だけでは問題は発展しないだろう。

職業訓練法に定められた訓練内容は訓練設備ごとにそれぞれ定められているが、学科及び全教科目の最低必要時間数をきめているだけで、企業自主性でどうにもなるような規定である。労働組合が技術教育の監督に積極的に参加し、教育課程の立案作製にも組合が参加すること、また参加する権利を認めさせるための行動を組むべきである。

- ④ わが国の技能者教育には四つのタイプがあって、その実情にはそれぞれ非常に差異がある。オ一は小企業ないしは零細企業が行っている校同組合組織による技能者教育である。

これは東京土建が行っている職業訓練学校の場合も同様であるが、経済的にも、施設の上でも、最もミゼラブルな状態にあるが、封建的な生徒会制の中に希望と明るさをもたらしている。オ二は公共機関の行う職業訓練で失業対策的、労働安定対策的な性格をもっている。オ三は一流の中、大企業の自分の力でやっている最も一時的なものである。オ四は技術革新にともなって技術が今までとは異った質質をもった新しい技能者を要請しているのにどう応じてゆくべきかを苦悶しながらも技能者教育を行っている超一流の大企業の場合である。このオ四の例として三菱化成黒崎工場の場合をみると、オートメーションの導入とともに現場の取柄が弱くなり、孤立した工員の組合への結合力を増そうという背景の中で、古いつけ教育の批判がなされ、担当取柄を東京教育大学へ留学させたという。教育内容では基礎科目(社、国、英、教、理)の時間が比較的多く入所直後にまとめて教育している。

これら技能者教育に共通して向題となっていることは技能者養成施設の卒業生であることを社会的に認証する何らかの措置を講じてほしいということである。即ち現在現定されている一、二級の技能検定の他に三級を新設して労働省が認定した養成施設の卒業と同時に技能検定三級の資格を与えて欲しいということです。

これは一つには企業にとって企業内の技能者教育を受けているものが定時制高校へ通うことを防ぎことにもなる。労働組合が労働時間の短縮を叫びとることが「基本線ではあるが、それにしても週六日、一日四時間の夜間授業は青少年の肉体的な極限であり、そのための昼間勤務への影響は否定しがたい事実である。

<まとめ>

職業訓練を受けている青少年勤労者の学校教育との二重負担を軽減することは、やらねばならないことであり、そのためには、文部省の高校定時制通信教育整備の計画案にみられる「地産産業の運けいを密にした教育とくに職業に關する教育が重視されなければならない」のではなく、定時制高校こそ普通基礎科目に重点をおいて（全日制には技術科目を必修させるべきである）、職業訓練法にもとづく訓練科目の中の普通科目を引き受け、企業内において実習を中心とした職業訓練のみを行うというような方向をとるべきである。すなわち現行指導要領でいえば、必修課目の最低単位の9単位を定時制ないしは通信教育で修得するならば、あとは、もし本人が希望するならば職業訓練施設における職業に關する学科、実習を学校教育の履習単位に換算して高校卒の資格をあたえるべきである。労働組合も定時制に逼る青少年を冷やかな目でみるのではなく積極的に支持し、企業内の職業訓練の内容について充分な検討を行い、職業技術訓練、再訓練について一定の方針をもち、これを階級的な要求として資本國家に提出していかなければならない。しかも労働者が要求するのは訓練の主体が職業に必要な「腕」の訓練であって一般的知識たる「頭」ないし「知識」は佐として考えるようなまよかしの職業訓練ではなく「頭」と「腕」をかねて与えた労働者をつくる言

業の正しい意味での総合技術教育である。それは一般教育の重要性を必然的に無視しないところのものでなければならぬ。

教員組合が「学校での教育は全人的教育で企業内の職業教育は資本のいいなりになる人間をつくる技能教育だ。だからこれが学校教育の場に持ち込まれては困る」というような思いがあり、ないしは自信のなさでこの問題をさけたり、教育というものを学校教育という狭いワウの中だけで考えるような態度では、勞働者階級と手をにぎって、現在出されてきている教育課程の改悪に立ちはだかり、国民のための国民教育を目ざすというような大業をなしとげることはできないであらう。

<追記>

次のような関係条文を参考にされることを希望する。職業訓練法
第一章第三条の二

公共職業訓練及び事業内職業訓練は、学校教育法による学校教育との重複をさけ、かつ、これとの密接な関連のものに行われなければならない。

学校教育法の一部改正案

第四十五条の二、高等学校の定時制の課程又は通信教育の課程に在学する生徒が、技能教育のため施設で文部大臣の指定するものにおいて教育を受けているときは、校長は、文部大臣の定めるところにより当該施設における学習を当該高等学校における教科の一部の履修とみなすことができる。前項の施設の指定に關し必要な事項は、政令で、これを定める。

学校教育法施行令の一部を改正する政令案

第二章の次に次の一章を加える

第三章 高等学校定時制の課程及び通信教育の課程及び通信教育の課程と技能教育施設との連携

(指定の申請)

第三十三条 法第四十五条の二に規定する技能教育のための施設(以下「技能教育施設」という。)の設置者が、同条の規定により文

部大臣の指定(以下「指定」という)を受けようとするときは、当該技能教育施設の所在地の都道府県教育委員会を經由して文部大臣に申請しなければならない。

(指定の期準)

才三十四条 指定は文部省令で定める基準に従って行うものとする。

(内容変更の承認)

才三十六条 指定を受けた技能教育施設の設置者は、当該技能教育施設における修業年限、学習内容その他指定の条件となった事項については、文部大臣の承認の申請に、これを準用する。

(指定の取消)

才三十七条 文部大臣は、指定した技能教育施設が才三十四条の規定に基く基準に適合しなくなつたと認められるとき又は当該技能教育施設の設置者が前条の規定に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

(調査及び報告)

才三十八条 文部大臣は、指定した技能教育施設について、その実施状況を調査し又は当該技能教育施設の長又は設置者から必要な報告書の提出を求めることができる。

(文部省令への委任)

才三十九条 この政令に規定するもののほか、指定の申請手続その他細則については文部省令で定める。

なお、才三回国際金属機械労働者会議におけるオートメーションにかんする決試の中に示された労働者階級の諸要求と行動の調整にかんする部分は大へん参考になる。

(1959年12月1日)